

議案第 1 1 9 号

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例

大田原市火葬場条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第3条第1項ただし書中「あつて」を「あって」に、「申請人」を「申請者」に改め、「死亡者」の次に「又は使用者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

火葬炉及び待合室使用料

| 区分 | 単位 | 使用料 | | | | |
|-----|-------------|----------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------|---------|
| | | 死亡者又は使用者が本市の住民 | 死亡者又は使用者が那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の区域の住民 | 死亡者又は使用者が那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び那須町の住民 | 死亡者又は使用者が左記以外の住民 | |
| 火葬炉 | 大人（13歳以上の者） | 1体 | 5,000円 | 10,000円 | 16,000円 | 50,000円 |
| | 小人（13歳未満の者） | 1体 | 2,500円 | 5,000円 | 8,000円 | 30,000円 |
| | 死産児 | 1胎 | 1,500円 | 3,000円 | 5,000円 | 20,000円 |
| | 身体の一部、胞衣等 | 1個（30キログラム未満） | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 20,000円 |
| 待合室 | 1室（2時間以内） | | 3,500円 | 3,500円 | 7,000円 | 10,000円 |

備考 「使用者」とは、自己の身体の一部、胞衣等を火葬する者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大田原市火葬場条例第2条の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。